



鳥取県公報

平成 29 年 3 月 7 日 (火)
第 8 8 8 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (129) (福祉監査指導課) 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (130) (水産課) 2
	清算法人千代水土地改良区の清算人の就任 (131) (東部農林事務所) 2
	都市計画法第 66 条による告示 (132) (道路建設課) 3
	土砂災害警戒区域の指定 (133) (治山砂防課) 3
	土砂災害警戒区域の指定の変更 (134) (〃) 3
	土砂災害特別警戒区域の指定 (135) (〃) 4
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更 (136) (〃) 4
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (137) (鳥取県土整備事務所) 4
	砂利採取法による採取計画の変更認可の公表 (138) (〃) 5
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (139) (中部総合事務所福祉保健局) 5
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (140) (〃) 5
	土地改良区の役員の退任 (141) (中部総合事務所農林局) 6
	指定障害児通所支援事業者の指定 (142) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	指定居宅サービス事業者の指定 (143) (〃) 6
	指定介護予防サービス事業者の指定 (144) (〃) 7
	指定居宅介護支援事業者の指定 (145) (〃) 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (146) (〃) 7
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し (147) (〃) 7
◇ 海区漁調 委告示	すくい網漁業の操業に関する指示 (1) 8
	ひきなわ釣漁業の操業に関する指示 (2) 8
◇ 正 誤	平成 28 年 11 月 1 日付鳥取県公報第 8847 号中訂正 9

告 示

鳥取県告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
板倉医院	日野郡日南町多里225	平成28年8月31日

鳥取県告示第130号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	調 査 審 議 す る 事 項	設 置 期 間	庶 務 担 当 機 関
鳥取県境漁港流動海水氷製造装置整備事業者選定委員会	境漁港高度衛生管理型市場整備事業における流動海水氷製造装置整備導入に係る整備事業者の選定に関する事項	平成29年3月7日から同年12月31日まで	水産振興局水産課

鳥取県告示第131号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人千代水土地改良区から清算人が就任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県東部農林事務所長 村 尾 和 博

就任した清算人の氏名及び住所

中 島 建 鳥取市南隈65
 山 本 憲 一 鳥取市秋里811
 川 上 博 永 鳥取市安長356-1
 木 村 英 明 鳥取市徳吉121
 川 上 英 一 鳥取市安長356
 西 村 祐 司 鳥取市安長566
 山 形 茂 鳥取市秋里800
 田 口 英 行 鳥取市田島545-2
 奥 田 寿 一 鳥取市西品治641
 米 田 豊 鳥取市南隈57-1
 宮 本 順 一 鳥取市晩稲224
 宮 本 計 温 鳥取市徳尾26

平成29年2月10日就任 任期 清算終了まで

鳥取県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路事業 3・5・3号美萩野覚寺線
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

鳥取県告示第133号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
覚寺E地区（I-1585）、勝見H地区（I-1594）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第134号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
金屋下谷川（I-1-1-13-23）

- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第135号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
覺寺E地区（I-1585）、勝見H地区（I-1594）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第136号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年3月7日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
金屋下谷川（I-1-1-13-23）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第137号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜 2312外6筆 (6,239.52平方メートル)	砂 (8,371.4立方メートル)	平成29年1月6日 から平成30年1月5日まで	平成29年1月6日

鳥取県告示第138号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月7日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 山 本 晃

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖山町 北三丁目468	鳥取市三津字大浜 ノ一1108外15筆 (6,796.15平方メートル)	砂 (11,943.12立方メートル)	採取の期間	平成27年12月22日 から平成28年12月21日まで	平成27年12月22日 から平成29年12月21日まで	平成29年1月20日

鳥取県告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人鳥取愛心会	医療法人鳥取愛心会通所介護関金クリニック	倉吉市関金町関金宿2710-1	平成29年2月20日	平成29年3月31日	通所介護
〃	〃	〃	〃	〃	訪問リハビリテーション
〃	〃	〃	〃	〃	訪問看護

鳥取県告示第140号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

示する。

平成29年 3 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
医療法人鳥取愛心会	医療法人鳥取愛心会通所介護関金クリニック	倉吉市関金町関金宿2710-1	平成29年 2 月 20 日	平成29年 3 月 31 日	介護予防通所介護
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問リハビリテーション
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防訪問看護

鳥取県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 3 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 福 井 莞 二 倉吉市伊木85

平成29年 2 月 11 日退任

鳥取県告示第142号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年 3 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人志塾フリースクール鳥取	米子市富士見町一丁目5	放課後等デイサービスあすなる	米子市博労町一丁目15	放課後等デイサービス	平成 29 年 3 月 1 日

鳥取県告示第143号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年 3 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフケア	ヘルパーステーション・ハッピー	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年 3 月 1 日	訪問介護

	米子			
--	----	--	--	--

鳥取県告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ハピネライフケア	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年3月1日	介護予防訪問介護

鳥取県告示第145号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネライフケア	ケアプランセンター・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	平成29年3月1日

鳥取県告示第146号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア	米子市目久美町34-12	ヘルパーステーション・ハッピー米子	米子市皆生温泉三丁目15-50	居宅介護、重度訪問介護	平成29年3月1日

鳥取県告示第147号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月7日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
特定非営利活動法人こども	米子市両三柳3904-1	セカンドプレイスにじいろ	米子市両三柳3904-1	就労継続支援B型	平成29年3月31日

スマイルプロ ジェクト					
----------------	--	--	--	--	--

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第 1 号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月7日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経133度27.65分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、平成29年5月1日から同年9月30日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあつてはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあつてはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数10トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面

イ 県外業者にあつては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経133度35.42分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。

イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（平成29年3月7日付第201600178970号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。

ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。

エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区漁業調整委員会告示第 2 号

鳥取県海面におけるひきनाव釣漁業（ヒラメの採捕を目的とするものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成29年3月7日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

ひきनाव釣漁業については、この指示の有効期間中毎年6月1日から8月31日までの間は、海岸線上における

鳥取市福部町と同市浜坂との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経134度13.80分）と海岸線上における東伯郡北栄町と同郡琴浦町との境界点から正北の線（世界測地系 経度 東経133度43.15分）の間の海岸線から1,500メートル以内の海域において操業してはならない。

なお、この指示の有効期間は、平成29年6月1日から平成32年5月31日までとする。

正 誤

平成28年11月1日付鳥取県公報第8847号の鳥取県告示第658号（県道の供用の開始）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 4

行 下から14及び15

誤 西伯郡南部町阿賀字平塚西299－4地先から同町阿賀字石橋西265－7地先まで

正 西伯郡南部町阿賀字平塚西294－8地先から同町原字下河原1597－2地先まで